

## 68条修正案提出者の説明

### 参議院復興特別委員会 2012年3月27日

○衆議院議員（高木美智代君） お答えいたします。

今般、御指摘のとおり、三党の協議によりまして、二十項目八条、そして一章追加となりました。

今御指摘の住民が安心して暮らすことができる生活環境とは、一言で言えば、住民の健康上の不安が解消され、その生活の再建が実現されて、ふるさと福島において安心して暮らせる環境を指すものと考えております。

この安心して暮らせる環境ということには、津波や地震によって物理的に被害を受けた様々な施設の復旧が完全になされることや、福島の農産物等が市場で適正な評価を受けること等、様々な要素が含まれると考えております。また、六十八条二項との関係でいえば、住民が放射線に関する健康上の不安を感じることなく安心して生活できるようになることがとりわけ重要であると考えます。

後段の御質問でございますが、六十八条一項及び三項の規定によりまして、国は福島県に対し、住民の健康を守るための事業の実施を目的として設置された基金や復興再生のための施策を実施するための基金につきまして、国は必要な財政上の措置を講ずるものとされております。

また、六十八条二項の規定は、住民の健康を守るための事業の実施を目的として設置された基金について、その対象を拡大して、住民が安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための事業に至るまで幅広く活用することができる旨を規定しております。

この県が実施する事業には、十八歳未満の子供に対する医療費の助成、また子供に対するガラスバッジ、フィルムバッジ等の簡易線量計の配付、また、その他、ふくしまっ子体験活動や、公園、通学路の除染等、様々なものがあるかと思えます。このような多様な事業を適時適切に行うことによりまして、住民の健康と命を守ることができるものと考えております。

### 衆議院復興特別委員会 2012年3月8日

○高木（美）委員 健康管理調査その他、原子力災害から子供を初めとする住民の健康を守るために福島県が設けた基金は、福島の住民の健康を守るために大変重要な役割を果たすものであり、十分な規模を保つ必要があるのは言うまでもありません。

そこで、この基金の十分な規模を確保するため、新たに第六十八条を設け、その第一項におきまして、福島県が設けた基金に対して国が必要な財政上の措置を講ずべきことを規定したところでございます。

具体的には、国が基金に対して補助金を出すなど、一定の金銭を拠出することを想定しております。

○高木（美）委員 第六十八条第二項の趣旨は、福島県が設ける基金について、その対象を拡大して、子供を初めとする住民が安心して暮らすことができる生活環境の実現のための事業にも活用できることを明記したものでございます。

この事業といたしましては、例えば、住民が将来にわたって安心して暮らすためには、充実した医療を受ける機会を確保することが重要でございます。多くの子供たちが放射能被害の不安から県外流出しているという現状を踏まえれば、十八歳未満の子供たちについての医療費の助成なども含まれると考えております。

そのほかにも、例えば、子供たちに、簡易線量計、ガラスバッジ、フィルムバッジ等の配付であるとか、ふくしまっ子体験活動、長期の休暇に放射線量の低い地域で思い切り運動するような活動、そしてまた公園、通学路の除染であるとか、恐らく、県がやりたい事業は多様なものが多くあるかと思えます。

しかしながら、私は、まず、子供たちが安心してここで暮らすためには、やはり十八歳未満の子供たちに対して、今、長期避難される方もいらっしゃいますし、また、福島にとどまって、この不安、恐怖と闘いながらそこで子育てをされているお母様またお子さん、そうした方たちに対する何らかの支援ということを考えますと、十八歳未満の子供たちについての医療費の助成というのは、国としてもしっかりと支援をすべきと考えます。